



第 F - 3 7 2 号

# 型 式 承 認 書

大 阪 府 泉 南 市 樽 井 7 丁 目 2 1 番 1 3 号  
丸竹コーポレーション株式会社 代表取締役 立花克彦 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

なお、国土交通大臣が必要であると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

- 1 物件の名称 火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）
- 2 物件の型式 毛布（L - 5 5 0 0）

平成19年12月21日

国土交通大臣

冬 柴 鐵 三





第 F - 3 7 3 号

# 型 式 承 認 書

大 阪 府 泉 南 市 樽 井 7 丁 目 2 1 番 1 3 号  
丸竹コーポレーション株式会社 代表取締役 立花克彦 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

なお、国土交通大臣が必要あると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

- 1 物件の名称 火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）
- 2 物件の型式 毛布（L - 9 0 0 0）

平成19年12月21日

国土交通大臣

冬 柴 鐵 三



# 型 式 承 認 書

大 阪 府 泉 南 市 樽 井 7 丁 目 2 1 番 1 3 号  
丸竹コーポレーション株式会社 代表取締役 立 花 克 彦 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

なお、国土交通大臣が必要であると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

- 1 物件の名称 火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）
- 2 物件の型式 毛布（L - 1 0 0 0 0）

平成19年12月21日

国土交通大臣

冬 柴 鐵 三

